

推進体制について

登録に向けた取組み

- ◎府は、市と合同で、推薦書作成など登録にむけた取組みや広域的な情報発信などを行う
- ◎市は、資産と周辺の整備、まちづくりなど市域を対象とした取組みを行う

府市合同で行う事業

- 府内外に対する情報発信や機運の醸成
- 推薦書(案)作成など登録推進に向けた取組み
- エリア全体にかかる基本方針や計画などの決定
- 国、ユネスコなどとの調整

市単独で行う事業

- 個々の市域の地域整備にかかる業務
- 地元市域を対象とした条件整備や市民を対象とした事業

推進体制案

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議

有識者会議
(大学教授、専門家)
専門的学術的な検討

構成：会長 府知事
本部長 堺市長
副本部長 羽曳野市長・藤井寺市長
委員 府府民文化部長・府教育長・堺市文化観光局長
羽曳野市市長公室長、藤井寺市教育委員会事務局教育部長

役割：府と関係3市の意見集約、意思統一を図り、登録推進のための各種事業に関する方針を決定

事務局：府・堺市（出納事務：堺市）

民間協議会組織
(年内立上予定)
(経済団体、観光団体など)
推進活動への支援等

指示 ↓ 報告 ↑

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部幹事会

構成：幹事長 府府民文化部都市魅力創造局長
副幹事長 府教育委員会事務局教育次長・堺市文化観光局理事
羽曳野市市長公室長、藤井寺市教育委員会事務局教育部長
委員 府都市魅力課長・府文化財保護課長・3市担当課長

役割：登録推進実務を担任する実働組織

学術検討・条件整備部会

- ・推薦書作成のための各種課題の検討
- ・国やユネスコ等への協議、調整

魅力創出・情報発信部会

- ・遺産を活用した魅力の創出
- ・登録気運の醸成に向けた、国内外への情報発信に関する事業の検討、実施